

米子市立地適正化計画に係る 届出の手引き



令和 5 年 3 月

令和 8 年 1 0 月

米子市総合政策部都市創造課

(目次)

1. 立地適正化計画の概要と届出制度	P 2
2. 届出の内容	P 3
(1) 居住誘導区域外における届出	P 3
(2) 都市機能誘導区域外における届出	P 5
(3) 都市機能誘導区域内における届出	P 6
(4) 届出の対象となる誘導施設	P 7
3. 届出制度	P 8
4. 居住誘導区域および都市機能誘導区域	P 9
5. 届出に関する Q&A	P 10
6. 届出様式	P 11

1. 立地適正化計画の概要と届出制度

立地適正化計画（以下、「本計画」という。）は、平成 26 年 8 月に「都市再生特別措置法」の改正により制度化された計画で人口減少・高齢化社会に対応した持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を目指し、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとなるものです。

本市においては、既にコンパクトな市街地が形成され、生活利便施設や交通基盤も充実している状況にあります。しかしながら、将来の人口減少、少子高齢化の進展など社会情勢の変化に対応した都市のリノベーションを図る必要があり、都市機能と居住の誘導を図り、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることを目的として、「米子市立地適正化計画」を令和 5 年 3 月に策定しました。

令和 5 年 3 月 31 日の本計画の公表に伴い、都市再生特別措置法の規定に基づく届出制度が開始となります。

届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発及び都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。立地動向等を把握し、今後の取組みに活かすとともに、市民や事業者等に対して誘導施策の情報の提供を行うことで、時間をかけながら、ゆるやかに住宅や施設を誘導していくことを目指します。

2. 届出の内容

(1) 居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外における住宅の立地動向を把握するため、居住誘導区域外において、次のいずれかに該当する開発行為や建築行為をしようとする場合には、市への届出が必要となります。

1) 届出の対象となる行為

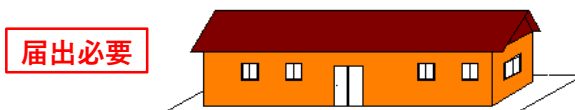
○ 開発行為

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

【例1】3戸の開発行為



【例2】1,300㎡で1戸の開発行為



【例3】800㎡で2戸の開発行為



○ 建築等行為

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

【例1】3戸の建築行為



【例2】1戸の建築行為



※ 届出をしない又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。

住宅の戸数	開発行為		建築等行為
	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 未満	
1、2 戸	必要	不要	不要
3 戸以上	必要	必要	必要

2) 届出の対象とならない行為

以下の行為については、届出の必要はありません。

- ① 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の住宅等の新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して①の住宅等とする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

3) 届出の時期

開発行為又は建築行為等に着手する日の 30 日前まで

4) 届出に必要な書類

書類	添付図書
開発行為 (様式 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上） ・ 設計図（土地利用計画図、予定建築物の各階平面図等 縮尺 1/100 以上） ・ その他参考となる事項を記載した図書
建築等行為 (様式 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上） ・ 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上） ・ その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図等）
上記の内容の 変更 (様式 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初届出と同様

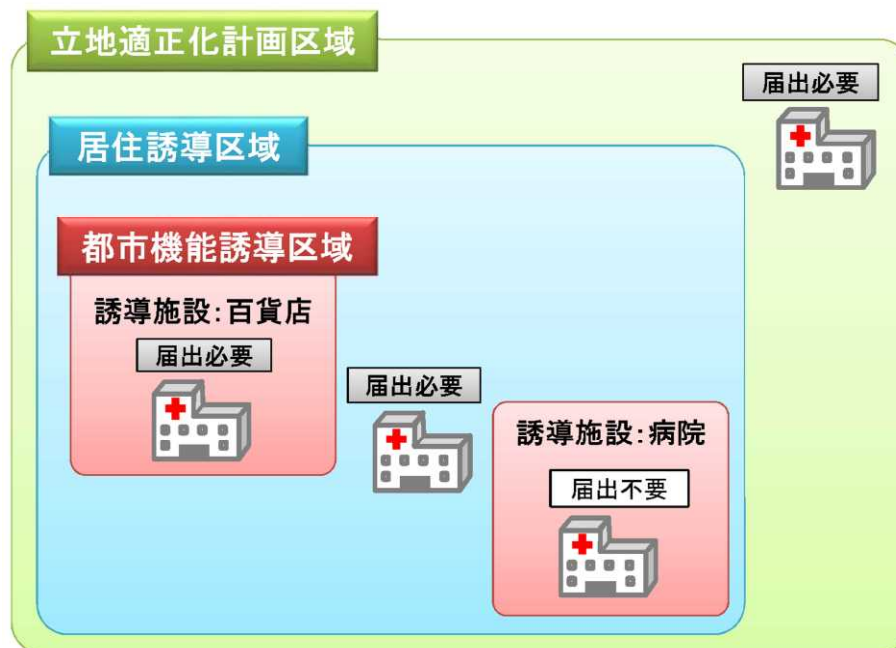
※ 届出に必要な様式は、市ホームページからダウンロードできます。

(2) 都市機能誘導区域外における届出

1) 届出の対象となる行為

- 開発行為
 - ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
- 建築等行為
 - ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
 - ・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
 - ・ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

■ 届出が必要となる場合のイメージ



2) 届出の対象とならない行為

以下の行為については、届出の必要はありません。

- ① 当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して①の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

3) 届出の時期

開発行為又は建築行為等に着手する日の 30 日前まで

4) 届出に必要な書類

書類	添付図書
開発行為 (様式 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の公共施設を表示する図面 (位置図等 縮尺 1/1,000 以上) ・ 設計図 (土地利用計画図、予定建築物の各階平面図等 縮尺 1/100 以上) ・ その他参考となる事項を記載した図書
建築等行為 (様式 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 (配置図 縮尺 1/100 以上) ・ 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 1/50 以上) ・ その他参考となる事項を記載した図書 (位置図、求積図等)
上記の内容の 変更 (様式 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初届出と同様

※ 届出に必要な様式は、市ホームページからダウンロードできます。

(3) 都市機能誘導区域内における届出

1) 届出の対象となる行為

誘導施設の休止又は廃止をしようとする場合には、市への届出が必要となります。

2) 届出の時期

誘導施設の休止又は廃止をする日の 30 日前まで

3) 届出に必要な書類

書類	添付図書
休廃止 (様式 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし

※ 届出に必要な様式は、市ホームページからダウンロードできます。

(4) 届出の対象となる誘導施設

届出の対象となる誘導施設は、以下の施設です。

誘導施設			都市機能誘導区域		都市機能 誘導区域外
都市機能 の種類	施設	施設の定義	米子駅 周辺	皆生温泉 周辺	
行政	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する地方公共団体の事務所	○	—	—
介護福祉	福祉保健総合センター	米子市福祉保健総合センター条例に規定する施設	○	—	—
子育て	医療的ケア児に関する機能を有する認定こども園	児童福祉法第56条の6第2項に規定された支援を行うための施設を有する認定こども園	○	—	—
商業	大規模小売店舗	店舗面積※10,000㎡以上の小売店舗 ※小売業を行なうための店舗の用に供する床面積（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）	○	—	—
医療	特定機能病院	医療法第4条の2に規定する特定機能病院	○	—	—
教育	大学	学校教育法第83条に規定する大学	○	—	—
	専修学校	学校教育法第124条に規定する専修学校	○	—	—
文化	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	○	—	—
	博物館(博物館相当施設、博物館類似施設含む)	博物館法第2条第1項に規定する博物館（美術館）、第29条に規定する博物館相当施設、米子市歴史館条例に規定する施設（米子市立山陰歴史館）	○	—	—
	中核的スポーツ施設	米子市体育施設条例に規定する体育施設のうち、東山公園内に立地する施設	○	—	—
	市民ホール	米子市文化ホール条例、米子市公会堂条例に規定する施設	○	—	—
観光	観光センター	米子市観光センター条例第2条に規定する施設	—	○	—

【凡例】

○：休止、廃止する際に届出が必要

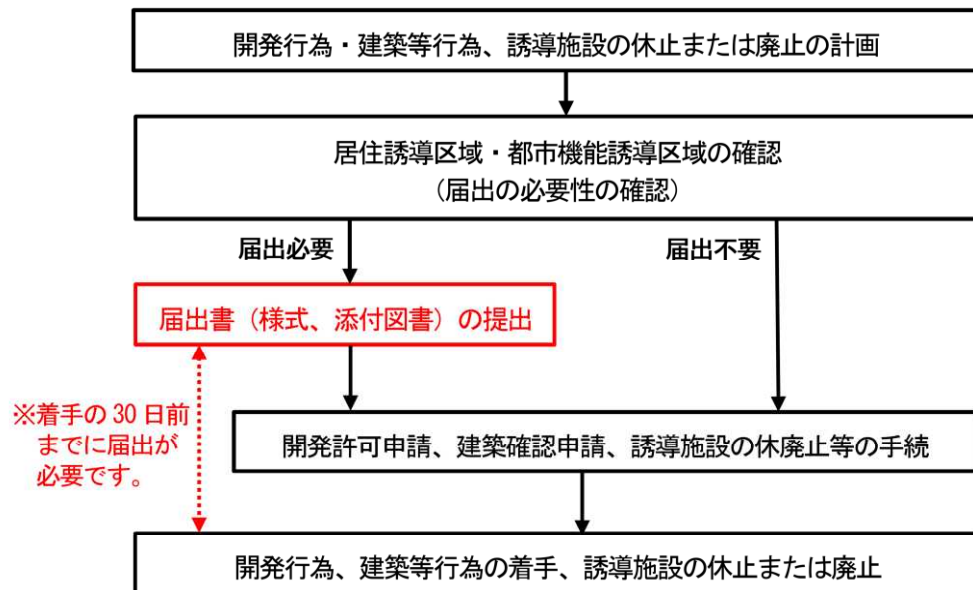
—：開発行為、建築等行為をする際に届出が必要

3. 届出制度

(1) 届出の流れ

開発行為、建築行為等に着手する日の 30 日前までに届出書を提出してください。なお、届出は開発許可申請や建築確認申請に先行して提出をお願いします。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして行為をした場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定がありますのでご注意ください。



(2) 届出先

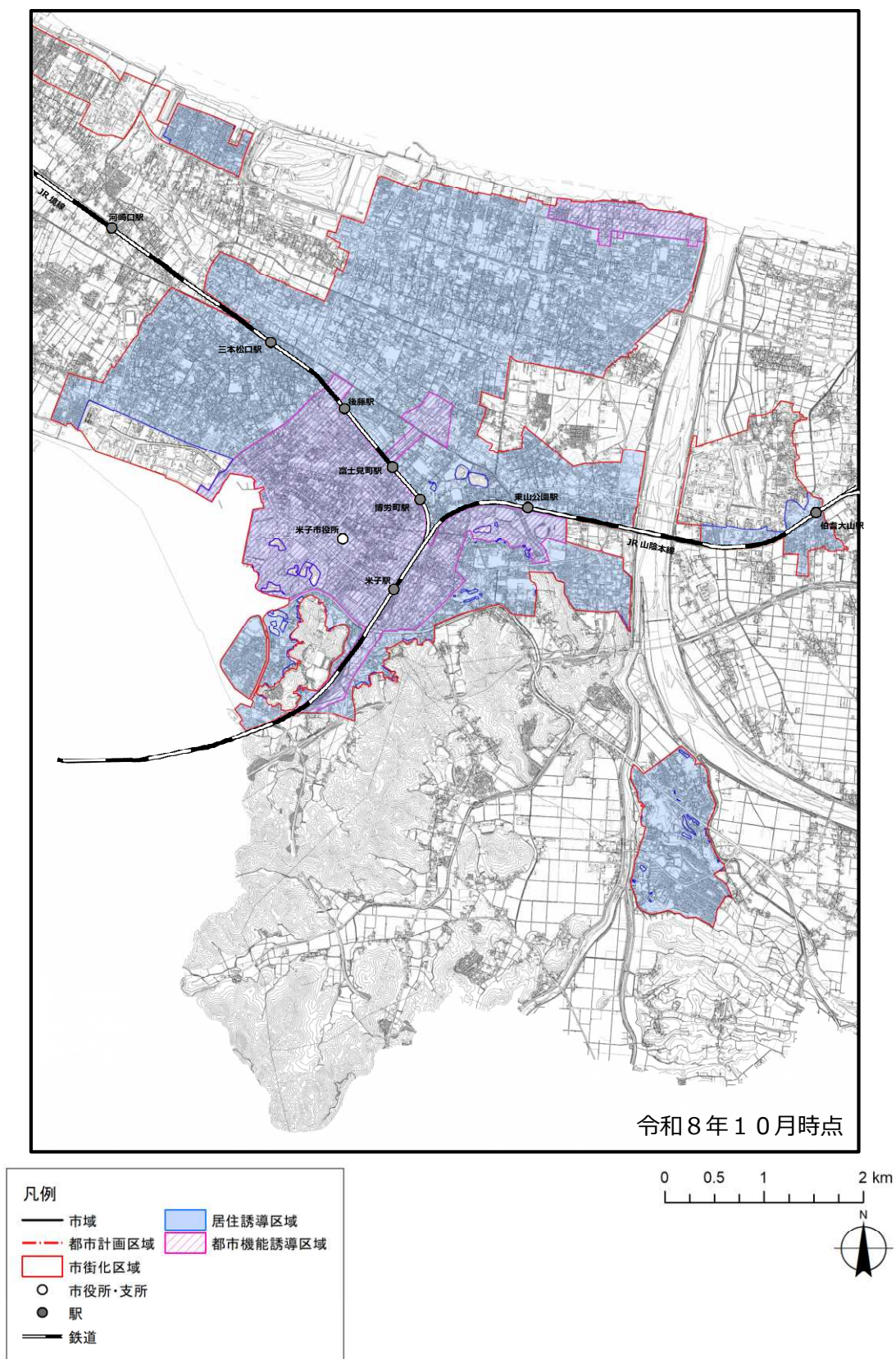
米子市総合政策部都市創造課

683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地

電話:0859-23-5292 FAX : 0859-23-5392

4. 居住誘導区域および都市機能誘導区域

本計画に基づく居住誘導区域および都市機能誘導区域は下図のとおりです。



5. 届出に関する Q&A

Q.届出義務の開始日はいつからですか？

A.令和 5 年 3 月 31 日（計画の公表日）からです。

Q.届出書は何部必要ですか？

A.1 部提出してください。届出書の「控」が必要な場合には、2 部提出していただければ、1 部は「控」として受理印を押印し返却します。

Q.届出に係る事項に変更が生じた場合は、どのようにすればよいですか？

A.変更に係る行為に着手する予定日の 30 日前までに所定の様式により届出をお願いします。

Q.届出をしなかった場合、罰則はありますか？

A.届出をしないで、または虚偽の届出をして行為をした場合、都市再生特別措置法第 130 条に基づき、30 万円以下の罰金に科せられる場合があります。ただし、誘導施設の休廃止に係る届出については罰則がありません。

Q.開発許可申請や建築確認申請との提出の前後関係は、どのようにすればよいですか？

A.法的な前後関係の定めはありませんが、届出の主旨が立地動向の確認であることから、開発許可申請や建築確認申請に先行して届出をお願いします。

Q.立地適正化計画区域外（都市計画区域外）の行為については、届出の対象となりますか？

A.立地適正化計画区域外（都市計画区域外）は、届出の対象になりません。

Q.開発行為を行う区域が誘導区域内外にわたる場合は、届出の対象となりますか？

A.開発行為を行う区域が一部でも誘導区域外にある場合は、届出の対象となります。

Q.届出の対象となる「住宅」とはどのようなものですか？

A.専用住宅、共同住宅、長屋、兼用住宅が対象です（寄宿舍、下宿は対象外）。
サービス付き高齢者向け住宅は、建築基準法で「住宅」と判断されれば、届出が必要です。

Q.各誘導区域はどこで確認できますか？

A.市のホームページから確認できます。

Q.居住誘導区域外や都市機能誘導区域外の開発行為や建築等行為は規制されるのですか？

A.立地適正化計画制度は規制を目的とするものではありません。届出制度は、住宅や誘導施設の立地の動向を事前に把握し、必要に応じて調整等の機会を確保するためのものです。

6. 届出様式

(1) 居住誘導区域外における届出様式

様式1 開発行為	P 1 2
様式2 建築等行為	P 1 4
様式3 変更	P 1 6

(2) 都市機能誘導区域外における届出様式

様式4 開発行為	P 1 8
様式5 建築等行為	P 2 0
様式6 変更	P 2 2

(3) 都市機能誘導区域内における届出様式

様式7 休廃止	P 2 4
---------------	-------

様式 1

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(あて先) 米子市長

届出者 住 所

氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (土地の所在、地番)	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	住宅戸数： 戸

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
(位置図等 縮尺1/1,000以上)
- ・設計図(土地利用計画図、予定建築物の各階平面図等 縮尺1/100以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

様式 1

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 5 年 4 月 5 日

着手予定日の 30 日前までに提出してください。

(あて先) 米子市長

届出者 住 所 米子市〇〇町△△番地

氏 名 〇〇 〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (土地の所在、地番)	米子市△△町〇〇番地
	2 開発区域の面積	1,500 m ²
	3 住宅等の用途	一戸建て住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和 5 年 5 月 6 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 5 年 9 月 30 日
	6 その他必要な事項	住宅戸数 : 5 戸

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
(位置図等 縮尺1/1,000以上)
- ・設計図(土地利用計画図、予定建築物の各階平面図等 縮尺1/100以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

様式 2

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="text-align: left;"> ☐ 住宅等の新築 ☐ 建築物を改築して住宅等とする行為 ☐ 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </div> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>について、下記により届け出ます。</p> </div> </div> <p>年 月 日</p> <p>(あて先) 米子市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>土地の所在、地番：</p> <p>地目：</p> <p>面積： m²</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>戸 数： 戸</p> <p>工事の着手予定年月日： 年 月 日</p> <p>工事の完了予定年月日： 年 月 日</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺1/100以上）
- ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積）等）

様式 2

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 ☒ 住宅等の新築 ☐ 建築物を改築して住宅等とする行為 ☐ 建築物の用途を変更して住宅等とする行為		いずれかを選択してください。 について、下記により届け出ます。
令和 5 年 4 月 5 日		着手予定日の 30 日前までに提出してください。
(あて先) 米子市長 届出者 住 所 米子市〇〇町△△番地 氏 名 〇〇 〇〇		
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番：米子市△△町〇〇番地 地目：宅地 面積：1,500 m ²	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	戸 数：5 戸 工事の着手予定年月日：令和 5 年 5 月 6 日 工事の完了予定年月日：令和 5 年 9 月 30 日	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺1/100以上）
- ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積）等）

様式3

行為の変更届出書

年 月 日

(あて先) 米子市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

〈開発行為の場合〉

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (位置図等 縮尺1/1,000以上)
- ・設計図 (土地利用計画図、予定建築物の各階平面図等 縮尺1/100以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

〈建築等行為の場合〉

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面 (配置図 縮尺1/100以上)
- ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺1/50以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図 (敷地面積) 等)

様式 3

行為の変更届出書

着手予定日の30日前までに提出してください。

令和5年 4月28日

(あて先) 米子市長

届出者 住 所 米子市〇〇町△△番地

氏 名 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和5年 4月 5日

2 変更の内容

住宅等の用途、戸数の変更

(変更前) 一戸建ての住宅 5戸

(変更後) 共同住宅 10戸

届出事項のうち、変更する項目と、変更前・変更後の内容が分かるように記載してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和5年 5月 29日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和5年 9月 30日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

(開発行為の場合)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (位置図等 縮尺1/1,000以上)
- ・設計図 (土地利用計画図、予定建築物の各階平面図等 縮尺1/100以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

(建築等行為の場合)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面 (配置図 縮尺1/100以上)
- ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺1/50以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図 (敷地面積) 等)

様式 4

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(あて先) 米子市長

届出者 住 所

氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (土地の所在、地番)	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
(位置図等 縮尺1/1,000以上)
- ・設計図(土地利用計画図、予定建築物の各階平面図等 縮尺1/100以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

様式 4

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 5 年 4 月 28 日

着手予定日の 30 日前までに提出してください。

(あて先) 米子市長

届出者 住 所 米子市〇〇町△△番地

氏 名 〇〇 〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (土地の所在、地番)	米子市△△町〇〇番地
	2 開発区域の面積	25,000 m ²
	3 建築物の用途	大規模小売店舗 (店舗面積 12,000 m ²)
	4 工事の着手予定年月日	令和 5 年 5 月 29 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 5 年 9 月 30 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (位置図等 縮尺 1/1,000 以上)
- ・設計図 (土地利用計画図、予定建築物の各階平面図等 縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

様式5

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div> ☐ 誘導施設を有する建築物の新築 ☐ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 ☐ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(あて先) 米子市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	<p>土地の所在、地番：</p> <p>地目：</p> <p>面積： m²</p>
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	<p>工事の着手予定年月日： 年 月 日</p> <p>工事の完了予定年月日： 年 月 日</p>

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺1/100以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積、店舗面積）等）

様式 5

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> ☒ 誘導施設を有する建築物の新築 ☐ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 ☐ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">いずれかを選択してください。</div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和 5 年 4 月 28 日 着手予定日の 30 日前までに提出してください。</p> <p>(あて先) 米子市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 米子市〇〇町△△番地</p> <p style="text-align: right;">氏 名 〇〇 〇〇</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	<p>土地の所在、地番：米子市△△町〇〇番地</p> <p>地目：宅地</p> <p>面積：1,500 m²</p>
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	専門学校（学校教育法第 124 条）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	<p>工事の着手予定年月日：令和 5 年 5 月 29 日</p> <p>工事の完了予定年月日：令和 5 年 9 月 30 日</p>

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺1/100以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積、店舗面積）等）

様式6

行為の変更届出書

年 月 日

(あて先) 米子市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

〈開発行為の場合〉

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺1/1,000以上）
- ・設計図（土地利用計画図、予定建築物の各階平面図等 縮尺1/100以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

〈建築等行為の場合〉

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺1/100以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積、店舗面積）等）

様式 6

行為の変更届出書

着手予定日の30日前までに提出してください。

令和5年 4月28日

(あて先) 米子市長

届出者 住 所 米子市〇〇町△△番地

氏 名 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和5年 4月 5日

2 変更の内容

住宅等の用途、戸数の変更

(変更前) 一戸建ての住宅 5戸

(変更後) 共同住宅 10戸

届出事項のうち、変更する項目と、変更前・変更後の内容が分かるように記載してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和5年 5月 29日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和5年 9月 30日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

(開発行為の場合)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (位置図等 縮尺1/1,000以上)
- ・設計図 (土地利用計画図、予定建築物の各階平面図等 縮尺1/100以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

(建築等行為の場合)

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (配置図 縮尺1/100以上)
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺1/50以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図 (敷地面積、店舗面積) 等)

様式 7

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

(あて先) 米子市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称 :

用途 :

所在地 :

- 2 休止（廃止）しようとする年月日

年 月 日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

年 月 日まで

- 4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

様式 7

誘導施設の休廃止届出書

休廃止予定日の30日前までに提出してください。

令和5年 4月28日

(あて先) 米子市長

届出者 住 所 米子市〇〇町△△番地

氏 名 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称 : 〇△ショッピングセンター

用途 : 大規模小売店舗

所在地 : 米子市〇〇町△△番地

「誘導施設」の名称、用途、所在地がわかるように記載してください。

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和5年 5月 29日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

年 月 日まで

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

除却予定時期 : 令和5年7月1日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。